

広島工業大学 キャンパスにおけるハラスメント防止に関するガイドライン

1. ガイドライン制定の趣旨

広島工業大学（以下「本学」という）は、日本国憲法および基本的人権に関する諸法令の精神に基づき、本学において、勉学・研究が円滑に行われるように、ハラスメントを防止し、学生と教職員、相互の信頼にもとづいた人間関係やより良い学内環境を維持し、そのもとで、人格を尊重され、またその権利を保障されるよう、このガイドラインを制定します。

2. キャンパス・ハラスメントとは

本学で言う、キャンパス・ハラスメントとは、本学の構成員が、教育・研究・業務に関連して、相手の意に反する不適切な発言や行動をすることによって、相手が、精神的な面を含めて、勉学・研究・業務を行うことに支障が生じたり、そのための環境を悪化させたりすることを言います。

これらの中には、性差別や性的嫌悪感をもとになるいわゆるセクシュアル・ハラスメントや、教育・研究との関連で生じるアカデミック・ハラスメントと呼ばれているものを含んでいます。キャンパス・ハラスメントは教職員相互間でも問題になりますが、このガイドラインは、主に学生を対象にまとめてあります。

キャンパス・ハラスメントには、その地位を利用するなどして、相手に不利益を与えたり、また不当に何らかの利益を与える「対価型」と、勉学・研究環境を悪化させるような発言や行動により、相手もしくは周囲のものに心理的な不快感を与える「環境型」があります。地位の利用としては、単位の認定・成績評価・研究指導の継続・進学等推薦・就職の斡旋・人事への介入などがあります。

ハラスメントを明確にわけることが難しい場合もありますが、具体的にはつぎのような例が考えられます。これら以外にもハラスメントにあたる行為はいろいろと考えられますが、皆さんがこのようなことで困ることがあれば、とにかく相談してみてください。

1)対価型

- ・個人的欲求を満たすために性的その他の要求等をする。
- ・学生・院生等に、本来の範囲を超えて勉学・研究を強要したり、不必要に相手を拘束するなどして、身体的・精神的苦痛、もしくは極度の不快感を負わせる。
- ・指導に従わない者に対しての暴言、意図的な無視および暴力的行為等、相手の人格もしくは身体を傷つける行為を行うこと。
- ・成績その他の個人情報に関してプライバシーへの配慮を欠いた言動をとる。
- ・学生、院生等に、ことさらに威圧的、権威的もしくは威嚇的な言動（電話・メール等によるものを含む）をとる。

2)環境型

- ・相手の意に反し、もしくは同意なしにそのプライバシーに関する質問や発言をする。
- ・相手の個人的能力、身体的機能、性指向その他の特性等への配慮を著しく欠いた発言をする。
- ・特定の相手を誹謗・中傷したり、風評を流す。
- ・性の商品化を容認もしくは助長するような、またはこれに無自覚であることを示すような絵写真等を見せたり、周囲に見える状況を作る。
- ・授業あるいは研究指導等において、不必要に学生、院生等の身体に触る。
- ・相手の意に反して、性的な服従を迫ったり、それに類する誘いかけを行う。
- ・相手が返答に窮するような性的または下品な冗談を言う。

3. 本ガイドラインの対象と適応範囲

このガイドラインは、本学の教職員の行為により、学部学生あるいは、大学院学生が、本学での勉学・研究(授業や研究指導中のことだけではなく、課外活動中のできごとも含みます。)の環境を損なうようなものに限定します。ただし、相談に関しては、これら以外の問題についても受け付けます。

なお、その他不測の場面については、基本的にこのガイドラインに基づいて、本学として適切な対応をはかります。また、このガイドラインの対象と適用範囲については、キャンパス・ハラスメントの実態や防止・対策の取り組み状態とその成果に応じて、常に見直しが行われます。その際、キャンパス・ハラスメントの防止・対策および救済のための仕組み自体がうまく機能しているかどうかを点検しつつ、定期的にこのガイドラインの内容を全体的に見直し、改善を加えます。

4. キャンパス・ハラスメントの相談体制

本学は「広島工業大学キャンパスにおけるハラスメントの防止等に関する規程」を定め(2003年11月28日施行)キャンパス・ハラスメントに対して毅然とした姿勢で臨むことを確認するとともに、次のようなキャンパス・ハラスメントの救済および対策のための組織を設けています。

相談員：困難を感じた学生の相談を受けます。

相談・調停員：困難を感じた学生の相談と、緊急避難的な措置や調停を行います。

相談員連絡会：相談・調停を円滑に行い、制度を進化させるために、と の相談員・調停員からなります。

調査会：事実関係の確認が必要なときに、学長が時限的に設置します。

また、相談の流れ図(広島工業大学のキャンパス・ハラスメントの相談体制)と相談員の氏名、職名、所属、居場所、mail アドレスを最後に紹介しています。

5. 相談後のプロセス

相談員とよく話し合っ、て、大学による問題解決を望むならば、本人の申し出に基づいて、相談員は相談員連絡会幹事に、相談・調停のプロセスに移行するよう提案します。

提案を受けた幹事は、相談・調停員の中から、担当者を指名して、もう一歩進んだ相談に応じ、調停や緊急避難的な措置を検討し、関係学部長・研究科長と協力して実行します。

訴えが重大な内容を含み、慎重な調査が必要と相談・調停員が判断した場合には、幹事に申し出、幹事の判断に従って、調査会の設置を学長に請求します。

調査会は、速やかに調査を完了させ、結果を学長に報告します。

学長は、調査結果に基づき、教学に関して必要な措置を取ります。

6. 相談窓口 ~もし、キャンパス・ハラスメントにあったら~

すぐに相談しましょう

本学では、キャンパス・ハラスメントについての相談に応じるために、平成16年1月現在では、8名の相談員(男女同数)を配置していますので、あなたが最も利用しやすい相談員のところに連絡をとってください。

相談にあたる窓口は公表され、周知されます。

名前を明かさずに相談することもできます。

相談の時間、場所については、相談員と話し合っ、て決めることができます。

電話、手紙、電子メールで連絡をとることもできます。

もし自分1人では相談室や相談窓口に行きにくいときには、親しい友人などに一緒に行ってもらいましょう。

相談員は来談者の悩みを親身に聴いて、来談者が問題を整理するのを助けるとともに、今後とるべき方法(調停や苦情申し立てなど)について、来談者が自分で意志決定するために必要な相談に応じます。

相談は、キャンパス・ハラスメントを受けた本人あるいは、第三者や代理の人でも受け付けます。
相談員は、来談者の名誉やプライバシーを守りますので、安心して相談してください。問題解決のために相談員以外への情報提供が必要な場合は、かならず、来談者の承諾を得てから情報提供を行います。

あとでも相談しましょう

そのときは受け流したとしても、あとになって、そのために勉学や研究や仕事など生活に支障がでるようなときには、おもいきって相談しましょう。

ひとりで悩んだり、泣き寝入りしては問題の解決になりません。当事者は何の自覚もしていない場合が多く、不快な言動がエスカレートしたり、ますます相談しにくい状況になることもあります。自分自身のために、また、ハラスメントのない、快適なキャンパスのために、どこかの時点で思い切って相談しましょう。

7. 自己防衛と個人的対応 ~もしできたら~

あなたが、誰かの言動を「ハラスメント」と感じたら、その人に対して、言葉と態度ではっきりと「自分は望んでいない」こと、「不快である」ことを伝えてください。自分1人で言えないときには、周囲の人に話して助けてもらうことも必要です。

もし「ノー」と言えなくても、自分を責めないようにしましょう。そして、ひとり悩んだりせずにすぐに身近な人に相談するか、本学の相談員に相談してください。

あなたにとって不快な言動が「いつ・どこで・誰から・どのように」なされたのかなどについて、記録をとってください。もし、誰か証人になってくれる人がいるときには、その人にあとで証言してもらうことの確認をとっておくことも大切です。

もし、自分の周囲でキャンパス・ハラスメントにあっている人がいたら、勇気を出して助けてあげましょう。被害者の証人になったり、相談にのってあげたり、相談員のところへ同行してあげたりしましょう。あなたが相談に来てもかまいません。

8. キャンパス・ハラスメントの防止体制

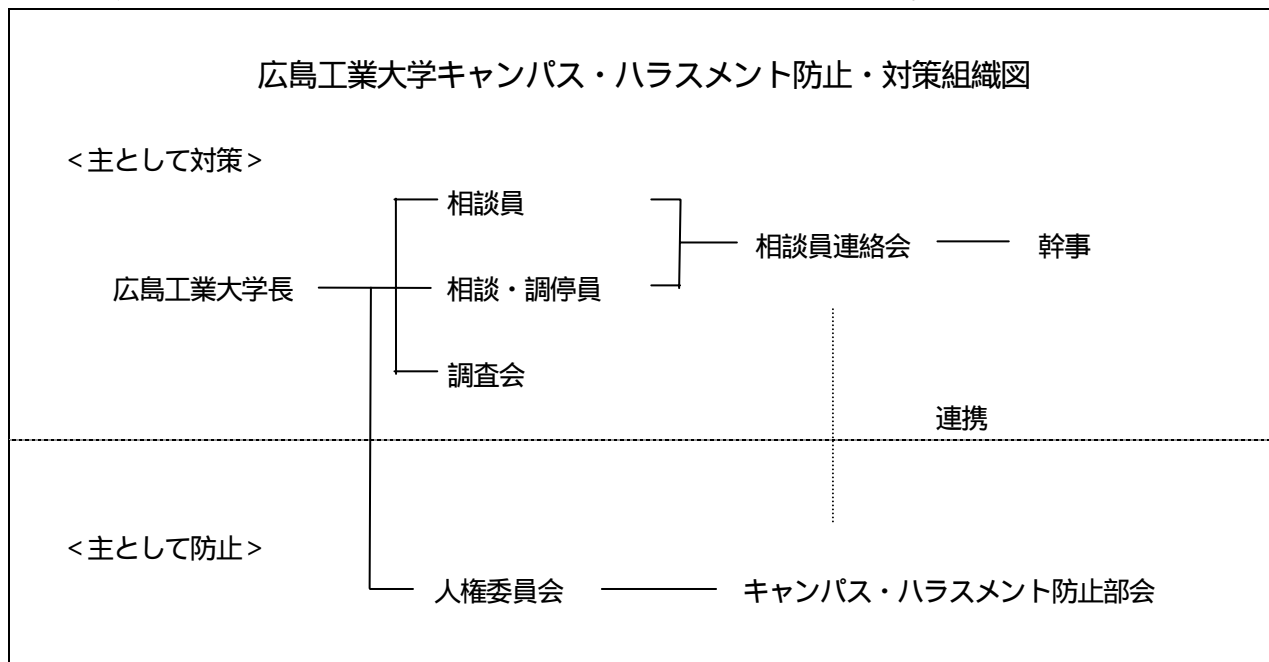
本学は、キャンパス・ハラスメントを未然に防止するとともに、キャンパス・ハラスメントのない安全で快適な環境づくりのため、日常的に、構成員を対象とした啓発や研修活動を行います。相談員連絡会と連携しながら企画・運営するのが、キャンパス・ハラスメント防止部会で、本学の人権委員会の下に設置されています。具体的に、防止のための調査・検討、講演会・講習会・研修会の開催、広報活動、キャンパス・ハラスメントガイドラインの点検、さらには、防止・対策の見直しを行います。

9. 本ガイドラインの改善

本ガイドラインには、まだまだ不備な点があると思います。改善すべき点がありましたら、公表される相談員などに遠慮なく申し出てください。

備考 このガイドラインは、平成16年2月に制定されました。

下図に、本学のキャンパス・ハラスメント防止・対策の組織図を掲載します。



広島工業大学のキャンパス・ハラスメントの相談体制

